

# 緊急事態宣言の解除に伴う今後の対応について

島根県を含む39県の「緊急事態宣言」が5月14日に解除されました。  
町においては、国や県の方針に基づき、下記のとおり対応を行いますので、引き続き感染拡大防止にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

## ①町民の皆様へのお願い

- 基本的な感染対策を徹底してください。
  - ①三つの密を徹底的に避けてください。
  - ②手洗い、咳エチケットを徹底してください。
  - ③人との距離を適切に取ってください。（間隔は2m程度）
- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動を控えるようお願いいたします。
- 外出する場合には、基本的な感染対策を徹底してください。
- 医療機関への受診は電話診療での対応が可能な場合があります。医療機関へご相談のうえ積極的にご利用ください。
- 新しい生活様式を実践するようご協力よろしくお願いいたします。
  - \*新しい生活様式については裏面をご覧ください。

## ②町有施設の対応

緊急事態宣言の解除に伴い、別添のとおり町有施設を再開いたします。  
再開する施設については、感染拡大防止策を実施のうえ、再開いたします。  
\*今後の感染状況によっては対応が変更となる場合があります。  
\*飲食を伴う貸館等の施設利用については、感染拡大防止の観点から5月31日まで利用制限を行います。（道の駅、弥山荘は感染拡大防止策を実施のうえ再開）

## ③行事・会議等の開催について

- 開催する場合は基本的な感染症対策を徹底したうえで開催します。
- 不特定多数のものが集まる行事、会議は引き続き自粛します。
- 地域における行事についても同様の対応をとるようご協力お願いいたします

## ④小中学校の対応

5月18日（月）から登校します。  
\*風邪症状等のある方の来校は控えていただきますようご協力よろしくお願いいたします。

## ⑤保育所の対応

通常どおり運営します。（可能な方はご家庭での保育にご協力をお願いいたします）

## ⑥スクールバス、まげなタクシーの運行について

通常どおり運行します。

### 《新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口》

#### 【島根県県央保健所】

帰国者・接触者相談センター ☎0854-84-9812 受付 8:30～21:00  
一般相談窓口 ☎0854-84-9810 受付 8:30～21:00

#### 【川本町相談窓口】

川本町健康福祉課 ☎72-0633 受付 8:30～17:15

《お問合せ先》

【川本町新型コロナウイルス感染症対策本部】川本町総務財政課 ☎72-0631